

平成27年度 研究報告書の概要

平成28年3月

全国都道府県教育長協議会

目 次

第1部会	
グローバル人材の育成について	1
第2部会	
子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方	7
第3部会	
教育委員会制度改革への対応について	13
グローバル化に対応した英語教育を推進するための体制整備について	20
第4部会	
少人数学級や授業革新及びチーム学校の推進のための教職員体制の 在り方について	25

※ 研究報告書の詳細版につきましては、全国都道府県教育委員会連合会ホームページ (<http://www.kyoi-ren.gr.jp/>) に掲載しておりますので、御参照ください。

グローバル人材の育成について

(全国都道府県教育長協議会第1部会平成27年度研究報告書の概要)

I はじめに

平成25年6月に閣議決定された第二期教育振興基本計画において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要であるとの基本的考え方が示されており、主な取組みとして、外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進が挙げられている。

一方、文部科学省が設置した有識者会議である「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の5つの提言～」(平成26年9月)において、特にコミュニケーション能力の育成について課題が多く、東京オリンピック・パラリンピックを迎える平成32年を見据え、新たな英語教育改革を順次実施できるよう検討を進めるとしているとしている。

今後も、グローバル化の進展に対応する人材の育成を目指す英語教育の改革が行われることになることから、各都道府県の現状や取組みを把握し考察する。

II 調査概要

1 調査内容

グローバル人材育成について

- (1) グローバル人材育成の推進体制について
- (2) 留学・海外研修支援について
- (3) 国際交流キャンプ、セミナー等について
- (4) 地域・企業等との連携
- (5) 外国語教育について
- (6) バカローア教育の推進について

2 調査対象

47都道府県教育委員会(回収率100%)

3 調査期間

平成27年8月

Ⅲ 調査結果とその分析

1 グローバル人材育成の推進体制について

グローバル人材の定義については、24県が教育委員会独自に定めている。いずれの県も、概ね、国の定義と同様の内容になっている。

グローバル人材育成を推進するための計画やプランについては、36県が定めている。うち27県は教育振興基本計画において定めているが、9県はグローバル人材育成推進に特化した計画を別途策定している。

グローバル人材育成推進を総括的に担う部署については、13県が設置している。

グローバル人材育成の指標は、22県が定めている。

グローバル人材育成を進める上での組織的な課題については、担当人員や予算の確保といった一般的な課題に加え、総括的に扱う部署の不存在や、義務教育と高校教育、教育委員会と知事部局など、異なる部署間の連携が多い。グローバル人材育成は、多様な取組みが求められる課題であり、そのために関係部署が連携し、組織横断的に対応することが求められていることがうかがえる。

2 留学・海外研修支援について

留学に対する支援については、44県が留学支援金の支給を行っており、国の補助事業を活用している例が多い。

留学支援金支給に関する課題として多いのは、長期留学を希望する生徒の確保であるが、一方、短期留学希望者が多く全員を補助対象とすることができないという意見も見られる。また、県単の財政措置や留学の周知、留学後の対応などが挙げられている。

支援金以外の支援策として、32県が留学に関する説明会やセミナー等を実施し、5県が独自にガイドブックや冊子を作成している。

児童生徒の海外研修は、23県が実施している。

海外大学進学への支援については、7県が実施している。

姉妹校の状況については、姉妹校を締結している高等学校は全学校数3,406校のうち474校で、約13.9%となっている。姉妹校締結や交流に関する支援を実施している県は8県であり、主に旅費の補助である。また、姉妹校やその他の外国の学校と交流するための予算を計上している県は10県である。姉妹校に関する支援は、実施している県は少ない状況にある。

3 国際交流キャンプ、セミナー等について

国際交流キャンプ、セミナー等は、小学校は15県、中学校は17県、高等学校は26県が実施している。

国際交流キャンプの課題としては、指導するALTの確保や日程の

設定などである。その他、高校生の参加希望者が小中学生と比べて少ないことから、高校生の参加希望者の確保も課題となっている。

4 地域・企業等との連携について

地域人材との連携は、20県が実施しており、講演やセミナーの講師として招へいしている事例が多い。企業との連携は、17県が実施している。国際機関との連携については、13県が実施している。地域人材や企業、国際機関との連携については、連携先や内容が多岐にわたっており、実施県はそれぞれ特色ある取組みを行っていることがうかがえる。

5 外国語教育について

第二期教育振興基本計画に定められた目標達成のための具体的な計画については、31県が具体的な計画を策定している。国と同等の指標を設定した上で、指標を達成するための具体的な事業に取り組んでおり、事業内容としては、英語教員に対して英検等の外部検定試験の受験を促すほか、教員及び児童生徒を対象に受験料の補助を実施するなどの取組みが挙げられている。

外部検定試験の受験に対する補助金の支給については、7県が支給している。

英語の授業における英語教員の英語使用状況を改善するための施策については、46県とほぼすべての県で何らかの施策を実施している。内容としては、教員の英語力及び英語指導力の向上を目的とした研修の実施が多い。

都道府県の教育委員会事務局及びセンター等の研修所に配置されている英語（外国語）教育担当指導主事の総人数については、中学校担当と高等学校担当は同数であるが、小学校担当は中学校担当及び高等学校担当の約30%となっている。

教員の海外研修については、12県が教育委員会独自に実施しており、海外の大学において、英語研修や指導法の研修を行っている。

A L Tについて、配置校や訪問校における通常の活動以外に活用している事例については、26県で事例がある。主な事例は、イングリッシュキャンプにおける指導役などである。

英語教育を実施する上での喫緊の課題としては、多くの県が教員の英語力及び英語指導力の向上を挙げている。その他、授業におけるコミュニケーション能力や言語活動の充実などが挙げられている。

6 バカロレア教育の推進について

36 県がバカロレア教育に関心があると回答しており、うち 9 県が「非常にある」、27 県が「ある」としている。

一方、「ディプロマプログラム（DP）」の教育委員会における導入については、既に認定されている県は 1 県、具体的な作業に着手している県は 6 県と少ない状況にある。37 県は、DP 導入に関心はあるが大きな動きはないと回答しているため、今後、DP 認定県が増えれば、導入に向けた動きが広がっていく可能性がうかがえる。

IV 今後の課題

1 グローバル人材育成の推進体制について

グローバル人材の定義や育成の指標を定めている県は約半数であり、グローバル人材育成にあたり、前提となる定義を明確化するとともに関係部署内で共有すること、また、人材育成を検証するための指標を設定することが必要であると思われる。

グローバル人材育成推進を総括的に扱う部署がある県は 13 県と少ないので、担当部署の設置や関係部署の連携の強化など、組織面の体制整備を図ることも検討が必要と思われる。

グローバル人材育成を進める上での組織的な課題として、担当人員や予算の確保に加え、総括的に扱う部署の不存在や、異なる部署間の連携が多く見られる。グローバル人材育成は、多様な取組みが求められる課題であることから、関係部署が連携し、組織横断的に対応することが求められる。

2 留学・海外研修支援について

留学に関しては、費用や留学中の生活、帰国後の学業の遅れなど様々な不安が児童生徒や保護者にあることから、説明会を開催したり、情報を手軽に入手できるパンフレット・Web ページを作成したりするなど、留学に関する情報提供を充実することで、留学の意義の周知を図るとともに留学に対する不安を軽減し、特に長期留学者の確保に努める必要があると思われる。

また、全国の高等学校のうち約 13.8% が姉妹校を締結しているが、姉妹校締結及び姉妹校交流を促進するための各種支援策を実施している県は少ないことから、その充実も求められる。

3 国際交流キャンプ、セミナー等について

国際交流キャンプは、国際交流の関心を養うための手法として一定程度実施されているが、小・中学校では実施している県の方が少ないことから、今後の英語教育を見据え、小中学校における実施を増やしていくことが求められると思われる。また、高校においては、参加者

数が減少していることから、参加者数の確保に努める必要がある。また、国際交流キャンプ等の内容の充実に向け、指導者となるALTを確保することが求められる。

4 地域・企業との連携について

地域・企業・国際機関との連携は、教員とは異なる視点による国際理解の学びを得られるが、実施している県は半数に満たないことから、連携機関の情報を収集し、連携に向けた働きかけを行うことが求められると思われる。

5 英語（外国語）教育について

英語教育の充実のためには、担当教員の力量を高めることが不可欠である。次期学習指導要領の改訂が平成30年度から段階的に先行実施され、32年度には全面実施されることから、計画的に英語教員の英語力とその指導力を向上させる取組みが必要であると思われる。

教員の英語力の測定については、第2期教育振興基本計画において外部検定試験の結果が指標となっているが、検定試験の受験料補助は一部の県にとどまっているので、補助制度の創設並びに充実について検討することが求められると思われる。

また、今後、小学校における英語活動が拡充されるが、まだ小学校英語教育担当指導主事の配置が中学・高校と比べて少ないことから、配置の拡充が求められる。

6 バカロレア教育の推進について

国においては国際バカロレアの普及・拡大を推進しているが、調査時点では、既に認定されている県は1県、具体的な作業に着手している県は6県と、まだ一部の県にとどまっている状況にある。

関心がある県は多いことから、今後、都道府県においても国際バカロレア・ディプロマプログラム認定校の増加に向けて情報収集を行い、具体的な取組みを検討することが求められる。

子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方

(全国都道府県教育長協議会第2部会平成27年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。厚生労働省の調べ(平成24年)によると、子供の貧困率は16.3%であり、6人に1人が貧困の状態にあると示されている。

このような情勢を背景に、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が定められた。各都道府県によって実状は様々であるが、子供の貧困対策は共通の喫緊の課題であると言える。

平成26年度第2部会の研究では、「学習や社会生活に困難を有する子供・若者に対する社会教育による支援の在り方について～社会生活を営むための『人とつながる力』の育成を中心に～」で一部、経済的・地理的条件で不利な子供に対する支援について調査を行ってきた。この研究を更に深め、保護者や地域を対象とした内容などを含む貧困対策という視点で、社会教育の立場から何ができるのか、どのように支援をする必要があるのかということについて、調査・研究を行うことにより、各都道府県における施策の推進に資するものと考えた。

このため、各都道府県の施策立案の基礎資料を得るため、都道府県や市町村を対象とした子供の貧困対策における社会教育を柱とした支援の在り方を調査し、貧困の連鎖を断ち切る方策を模索していくものである。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 子供への支援
- (2) 保護者への支援
- (3) 地域への支援
- (4) 人材確保・資質の向上
- (5) 現在、首長部局と連携している取組
- (6) 今後、首長部局と連携を考えている取組
- (7) 地域からの支援
- (8) 子供の貧困対策につながる様々な計画の中における社会教育部局の位置付け
- (9) 子供の貧困対策へつながる取組として考えられる支援
- (10) 支援を届けるために取り組んでいることや工夫していること
- (11) 子供の貧困対策を行うにあたっての課題と思われることや困難に感じていること

2 調査対象

- (1) 47都道府県教育委員会
- (2) 研究担当県7県の市町村教育委員会（260市町村教育委員会）

3 調査期間

平成27年8月

Ⅲ 調査結果とその分析

1 「子供への支援」「保護者への支援」「地域への支援」「人材確保・資質の向上」における都道府県と市町村の実態について

都道府県からの回答で、社会教育担当課が実施または、関わっている取組数を見ると、「子供への支援」では40件、「保護者への支援」では142件、「地域への支援」では194件、「人材確保・資質の向上」では90件が挙げられている。

また、市町村からの回答は「子供への支援」296件、「保護者への支援」315件、「地域への支援」101件、「人材確保・資質の向上」170件が挙げられている。（国庫補助事業として行われている「放課後子供教室」等は、都道府県では市町村への補助事業であるため「地域への支援」に位置付け、市町村では直接子供に支援しているため「子供への支援」に位置付けている。）

本調査の実施に当たり、「子供の貧困対策」に取りかかって間もない時期であったこと、また、社会教育担当課として把握している実情のみを回答していただくこととしたにも関わらず、このように多くの事例が挙げられた。

このうち、文部科学省が「子供の貧困対策」の一つとして挙げている「放課後子供教室」は、前述の調査結果からも分かるように、多くの地方公共団体で、その独自性を生かしつつ実施されている。この取組について、「どのような点で効果があるか」という設問で聞き取りを行ったところ、「金銭面や学習支援、居場所としての効果が期待できる」という回答が挙げられている。

この他、「効果がある」という回答の割合が高い取組は、都道府県では、「スクールソーシャルワーカーの活用」「地域未来塾の推進事業」「子育て悩み等の相談業務」「親の学び直し」、市町村では、「子育て悩み等の相談業務」「親の学び直し」「家庭教育支援に係る講座」「家庭教育コーディネーター育成に係る研修」である。

なお、「貧困対策」としての効果について、「無回答」としている地方公共団体があるが、これらは検証や分析がまだ十分ではないため、「判断しかねる」と考えていることが分かった。

これらの取組のうち、「子育て悩み等の相談業務」「親の学び直し」は、都道府県、市町村ともに、社会教育担当課だけでなく様々な課が担当している。

そのため、実施の有無について「把握していない」と回答している割合が他の取組に比べて高い。今後、貧困対策を推進していくに当たり、支援の漏れがないよう、連携を図っていくことが求められる。

また、市町村における「家庭教育コーディネーター育成に係る研修」は、6割以上が「効果がある」と回答しているが、実施率は全体の1割程度である。

家庭教育支援は、これまで以上に学校・家庭・地域が連携して支援を進めていくことが求められている現状において、より効果的な取組を実現するために、コーディネーター等の人材育成は欠かせないと考える。しかし、その実施については時間や予算がかかり市町村が単独で実施するのは難しいことも予想される。そこで、今後都道府県においては、市町村の取組に加えた更なる人材育成に努めていく必要がある。

最後に、「子供への支援」「保護者への支援」「人材確保・資質の向上」の「地域・企業・NPOとの連携」については、都道府県では、272件の回答のうち131件、市町村では、781件の回答のうち393件と、ともに取組の約半数は「地域・企業・NPOと連携をしている」と回答している。

その連携先について見ると、都道府県は55%、市町村は82%が「地域のみ」と回答している。一方、「企業・NPO」を含めた連携先は、都道府県が45%であるのに対し、市町村は18%のみとなっている。この結果を踏まえると、都道府県は、市町村が必要に応じて企業・NPOと連携できるよう、「情報提供や新規開拓」を積極的に推進し、市町村を支援することも効果的であると考えられる。

2 社会教育における貧困対策にもつなげる取組について

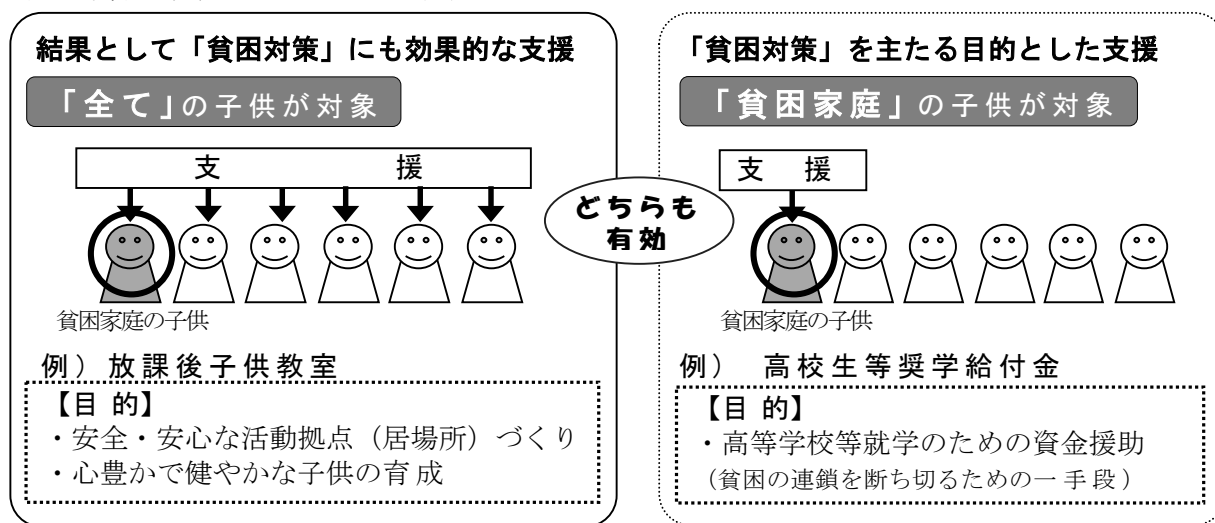
平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、各地方公共団体でも計画の策定が始まって間もない状況の中、教育の支援においても、教育費負担の軽減を図るための高校生等奨学給付金等をはじめとした「貧困対策」に取り組んでいる。

一方、社会教育部局においては、貧困の家庭や児童生徒を対象に「貧困対策」を主たる目的として実施している事業は少なく、今後どのように対応していくか模索している段階にあることが分かった。

「貧困対策」を主たる目的とした支援ではないが、結果的に「貧困対策」として効果的なものもあることを考える必要がある。次頁の図で示すように、「全て」の子供が対象となる支援は、貧困家庭の子供も対象に含まれる。特に学校外活動に関する支援は、「貧困家庭」の子供のみが対象となる場合に比べ、「全て」の子供が対象となる場合には、貧困家庭の子供とその他の子供の共有する時間が増え、学校外活動の格差を小さくしやすいこと、多くの家庭が支援に関心を持つため支援の質を確保しやすいこと、貧困家庭の子供が貧困家庭であることを気に

する必要がないため支援を受けやすいこと、などの利点があると考えられる。

図 貧困対策にもつながる取組について



例えば、「放課後子供教室」は、文部科学省における子供の貧困対策の取組として挙げられているが、本来、全ての子供を対象とし、安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを目的として取り組まれるもので、「貧困対策」を主たる目的とした取組ではない。しかし、その効果については、260市町村のうち171の市町村が「貧困対策」として「効果が大いにある・ある」と回答している。しかも、実施している市町村に、こうした回答が多く見られることから、社会教育部局が貧困対策を主たる目的として行っているのではない取組も、子供の貧困対策として機能していることが分かる。

「貧困対策」を主たる目的とした事業の立ち上げは急務であるが、既存の事業のうち「貧困対策を主たる目的として取り組んでいるもの」以外の事業にも、結果的に貧困対策としての効果が期待できるのではないかという視点で、事業を見直していくことにも大きな意義があると考えられる。なお、この点については、平成26年度の本調査研究報告でも指摘されている。

社会教育における支援では、貧困家庭の子供にもそうでない子供にも、同じように環境が整えられ、それを全ての子供が共有することで、貧困がもたらす教育や体験の格差をより縮小していくことができるのではないかと考える。

3 貧困対策にもつながる充実した社会教育の取組を進めるために、必要とされる連携の在り方等について

今回の調査において、「子供の貧困対策を行うにあたって課題と思われること、取り組む上で困難を感じていること」また「更に効果を上げ

るための工夫」という内容の設問に対する回答には、他部局を始め地域における民間団体との「連携」の重要性に関するものが挙げられている。支援を必要とする人に、細かく確実な支援を届けるためには、多面的なアプローチが必要とされるからであろう。

しかし、実際に連携を進めるに当たっては、財政面での課題、組織間の制約等の課題を始め、「連携の在り方が明確にされていないため、うまく進められない」という「連携」の難しさに関する回答も少なくない。

今後は、それぞれの実態に応じた連携の在り方を検討する際に、本調査の資料としてまとめた地方公共団体の回答を参考とすることも有効であると考ええる。

また、地方公共団体によって、社会教育部局が教育委員会に属する場合と、首長部局に属する場合があります。同じ事業でも担当部署が異なり、実施状況を把握することさえも難しく、「子供の貧困対策に関してどのような取組をしているのか把握していない」という回答も少なくない。こうした体制の不透明さから、受けられるべき支援が、必要としている人のもとに届くよう、関係各部署がしっかりとつながって支援を確実に提供していく必要があると考ええる。

IV 今後に向けて

保護者や地域を対象とした内容を含む貧困対策を、社会教育の立場から「何ができるのか」「どのような支援を進める必要があるのか」ということについて調査を行い、分析・検討してきた。

今回の調査では、スタートしたばかりの「子供の貧困対策」を社会教育の視点から、現状における取組状況や課題等の実態をまとめ、今後の各地方公共団体における施策の推進に資する基礎資料として報告書とした。

「支援を届ける対象を把握するため、個人情報はどう扱っていくのか」「予算の確保はいかにすべきか」「効果的な連携を進めていくためにはどうしたら良いか」等、課題も浮かび上がってきており、今後は、各地方公共団体が情報を共有しつつ、それぞれに対する方策を探っていくことが必要である。

また、その施策が、支援を必要とする人のもとに確実に届き、有効に活用されるなど、能動的な施策の運用について検討していくことも欠かせないと考える。

本調査を通じて各地方公共団体が現状の取組内容や意義を再認識するとともに、この調査結果が今後の施策に反映され、貧困対策としての可能性を秘めた取組が一層進み、子供の貧困の連鎖を断ち切るための一助となることを期待したい。

教育委員会制度改革への対応について

(全国都道府県教育長協議会第3部会平成27年度研究報告書の概要)

I 調査の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行された。このことにより、教育行政における責任体制の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されたほか、「総合教育会議」の設置や首長による「大綱」の策定など、教育委員会と首長との連携が強化された。

一方で、教育委員会は、執行機関としての位置付けは維持され、新「教育長」に対するチェック機能が強化されるなど、その役割を従来以上に果たすことが期待されるとともに、教育委員会が期待されている役割を十分に果たすため、教育長、委員をはじめ、事務局職員の資質・能力の更なる向上が求められている。

そこで、新制度の初年度となる平成27年度に、各都道府県におけるこれまでの取組と新制度における新たな取組等を調査することで、今後の各都道府県の新制度の運用に役立てることとする。

※ 改正のポイント

- (1) 全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- (2) 教育に関する「大綱」を首長が策定
- (3) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- (4) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 首長と教育委員会の連携について
- (2) 新「教育長」の設置について
- (3) 教育委員会の運営について
- (4) 教育長、委員、事務局職員の資質・能力の維持、向上に向けた取組について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

3 調査期間

平成27年8月

基準日：平成27年7月31日

Ⅲ 調査結果の概要

1 首長と教育委員会の連携について

(1) 従来 of 取組について

- 法改正前から首長と教育委員会との意見交換会を「実施している」という県は、公開・非公開を合わせ、約7割に当たる33県となっている。一方、「実施していない」は10県で、「その他」は4県となっている。

「その他」は、「過去に実施していた」や「教育長との定例協議会の実施」などである。

- 年間の開催回数は、「実施している」と回答のあった33県のうち、「1回」が23県と最も多く、次いで「2回」が6県となっており、「0.5回」、「3回」、「5回」及び「6回」がそれぞれ1県となっている。

(2) 新制度での取組について

- 総合教育会議の開催状況は、平成27年7月末現在で、「開催済み」が45県、「未開催」が2県となっている。また、開催時間は、最短が0.5時間、最長が2.7時間で、平均は1.4時間となっている。

- 総合教育会議の年間開催予定回数は、「3回」が18県と最も多く、次いで「2回」が12県、「4回」が6県、「未定」が4県となっている。

- 総合教育会議の議題（複数回答可）は、「未定」「その他」と回答した県がそれぞれ33県と最も多くなっている。具体的な事項では、「学力向上」が18県、「教育予算」が14県、「学校問題(いじめ、不登校など)」が13県、「学校環境(統廃合など)」が12県、「教育制度」が9県、「教職員関係(定数、不祥事など)」が8県となっている。

「その他」は、初年度のため、大綱に係る協議という回答が多くなっている。また、子育て支援や就学前教育についても複数県から回答があった。

- 総合教育会議で「調整」が図られた事項の有無については、開催済みの45県のうち、「無し」が44県、「有り」が1県となっている。

- 総合教育会議での構成員以外からの「意見聴取」の実施については、開催済みの45県のうち、「実施していない」が35県、「実施した」が10県となっている。

- 総合教育会議における協議結果の議会又は委員会への説明については、「その他」が22県と最も多く、次いで「重要なものだけに説明する」が17県、「全て説明する」が5県、「全て説明しな

い」が3県となっている。

「その他」は、概要や大綱の説明、議事録の配付といった回答であった。

- 大綱の策定状況は、平成27年7月末時点で「未策定」が32県、「策定済み」が15県となっている。
- 大綱の策定方法は、「新規作成」が32県と最も多く、次いで「既存計画を大綱に位置付け」が8県、「未定」が4県、「既存計画を一部修正して大綱に位置付け」が2県、「その他」が1県となっている。
- 教育以外の対象の大綱への記載について（複数回答可）は、「文化」と「スポーツ」がそれぞれ30県と最も多く、次いで「芸術」が25県などとなっている。
- 大綱の対象期間は、「定める」と回答した28県のうち、「4年」が12県と最も多く、次いで「5年」が8県、「3年」が4県、「2年」が2県、「10年」と「未定」がそれぞれ1県となっており、国が想定する4～5年を対象期間とする県が多くなっている。
- 「大綱を策定済み」と回答した15県のうち、教育委員会と調整のついていない事項に係る記載については、全ての県が「無し」と回答している。また、教科書の採択や個別の教職員人事など政治的中立性への要請が高い事項に係る記載についても同様に、全ての県が「無し」となっている。
- 全国学力・学習状況調査の結果公表に係る大綱への記載については、「無し」が39県、「無回答」が8県となっている。
- 大綱の議会への説明については、策定済みの15県のうち、「その他」が10県で、「委員会に提出し、報告している」が5県となっており、「その他」は、大綱の「送付」や「議会勉強会に報告」などとなっている。

2 新「教育長」の設置について

(1) 設置状況について

- 新「教育長」への移行状況については、「移行済み」が22県、「来年度以降に移行予定」が21県、「その他」が4県となっている。
- 移行（予定）時期は、「平成27年度中」が22県と最も多く、次いで「平成28年度中」が14県、「平成29年度中」が6県、「平成30年度中」が5県となっており、平成28年度中には7割以上の県で新体制に移行する見込みである。

(2) 任命について

- 新「教育長」候補者の議会での所信表明の実施については、「移行済み」と回答のあった22県のうち、「教育長候補者は出席せず、

採決のみ」が10県で最も多く、次いで「その他」が6県、「教育長候補者による所信表明、質疑を行った」「教育長候補者による所信表明のみを行った」「教育長候補者は出席せず、首長に対する質疑を行った」がそれぞれ2県となっている。また、今後移行予定の21県については、「検討中」又は「その他（未定）」が20県で、「行わない」が1県となっている。

3 教育委員会の運営について

(1) 事務の管理執行状況の報告について

- 事務の管理執行状況の報告については、今回の改正により、「教育長は教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任又は臨時に代理した事務の管理執行状況について教育委員会に報告しなければならない」(法第25条第3項)こととなっている。
その対応については、「既存の規則に条項を追加する（追加してある）」が34県、「規則を新たに設ける（設けてある）」が7県、「その他」が6県となっている。
- 具体的にどのような場合に報告するかについては、「具体的な報告事項、時期を規定しない」が32県で最も多く、次いで「その他」が6県、「具体的な報告事項、時期を規定（予定を含む）」が3県となっている。

(2) 自己点検・評価の実施について

- 教育委員会の点検・評価の実施については、「教育委員会で単独実施」が36県、「知事部局と併せて実施」が11県となっている。
- 今回の制度改正に伴う、点検・評価の見直しの実施は、「見直ししない」が33県、「未定」が13県、「見直しする予定」が1県となっている。

(3) 教育委員会における審議の活性化について

- 教育委員会における審議の活性化については、改正後においても教育委員会は執行機関として位置付けられたため、これまで以上に審議を活性化していくことが期待されている。
審議を活性化させるための取組について（複数回答可）は、「資料の事前配付」が44県と最も多く、次いで「事前勉強会」が37県、「社会的関心の高い内容に関する事務局からの報告」が32県、「委員の提案に基づく議題設定」が21県、「その他」が9県となっている。
- 審議に民意を取り入れるための取組について（複数回答可）は、「所管施設（小・中学校含む）の訪問」が46県と最も多く、次いで「公聴会や意見交換会の実施」が31県、「意見や苦情の紹介」

が11県、「アンケートの実施」が5県、「その他」が2県となっている。

(4) 教育委員の役割について

- 事務局において委員にふさわしいと考える人材について（複数回答可）は、「PTAや地域の関係者」が35県と最も多く、次いで「医師や弁護士などの専門的な知識を有する者」が33県、「教育に関する高度な知見を有する者」が32県、「文化関係者」が25県、「スポーツ関係者」が24県、「学校運営協議会の関係者」が13県となっている。

4 教育長、委員、事務局職員の資質・能力の維持、向上に向けた取組について

(1) 新「教育長」について

- 新「教育長」の意識向上のための新たな取組については、「無し」が37県、「有り」が6県、「未定・未回答」が4県となっている。

(2) 教育委員について

- 委員の意識向上のための新たな取組については、「無し」が29県、「有り」が16県、「未定」が2県となっており、新「教育長」への取組に比べると多くなっている。

(3) 事務局職員について

- 事務局職員の資質・能力向上のための新たな取組については、「無し」が32県、「有り」が12県、「未定・未回答」が3県となっている。

5 まとめ

首長との連携強化については、従来、年1回、非公開で意見交換を実施していた県が多かったが、原則公開の総合教育会議は、ほとんどの県が年2回以上実施を予定しており、地域の教育に関する課題やあるべき姿の共有等、これまで以上に首長と教育委員会の意思疎通が図られる体制となったことがうかがえる。また、総合教育会議を公開の場で行うことにより、教育委員会の情報発信力が高まるとともに、住民への説明責任を果たすことを一層求められる。このことは、民意を反映した教育行政につながっていくと考えられる。

総合教育会議を通じた首長と教育委員会の事務の連携の仕方に関しては、「調整」を行った県は1県のみである。「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、首長の権限に属する事務との調和を図り、調整が図られた事項は、互いにその結果を尊重しなければならない

ない比較的重い位置付けの行為である。今年度は初年度のため、ほとんどの県において自由な意見交換という形で会議が行われていると考えられる。議題については、大綱に関する協議が行われたほか、教育予算、学校環境、幼児教育・保育と小学校との連携、子供の文化活動や地方創生総合戦略、子供の貧困対策など、首長との連携が必要な事項が取り上げられている。また、学力向上や学校問題（いじめ、不登校など）といった県民の関心が高い事項も取り上げられている。

大綱に関しては、7月末時点で15県が策定済みであり、策定期間がおおよそ決まっている22県と合わせると37県で策定の目処が立っている。策定方法は、既存計画を大綱に位置付ける（一部修正を含む）とした県は10県、新規作成が32県であり、法施行に合わせ新たな策定に取り組む県が多くなっている。記載事項に関しては、教育委員会と調整のついていない事項、教科書、人事など政治的中立性への要請が高い事項や全国学力・学習状況調査の結果公表に係る事項は予定を含め0県であり、記載事項として馴染まないものにまで踏み込んで記載する県はなかった。計画期間については、「期間を定める」と回答した28県のうち20県が4年又は5年を設定しており、国が想定する期間とした県が多かった。

新「教育長」の設置については、平成27年度中の移行が22県、平成28年度中が14県で、来年度には7割以上の県が新体制に移行すると見込まれる。新教育長の就任に当たり、国の通知では、新教育長の担う重要な職責に鑑み、その資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど丁寧な手続きを経ることが考えられるとしているが、所信表明を行った県（予定を含む）は4県、現職として出席している新教育長候補者に質疑のみを行った県が2県であり、調査時点では従前どおりの対応を行った県が多かった。

また、新教育長の権限と責任の増加を踏まえ、資質・能力の向上は極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など常に自己研鑽に励むことが必要であることが国の通知に記載されているが、資質・能力の維持、向上に向けた新たな取組を行った県は6県で、37県は「無し」との回答である。新教育長は、教育行政のリーダーとして求められる識見の向上に自ら日々努めているが、教育委員会自体が組織のトップの資質・能力の維持、向上に向けた取組をどのようにして行うかは難しく、このような結果になったと考えられる。

権限が強化された新教育長に対するチェック機能の強化に関しては、新たに行うこととされた教育長の管理執行状況報告について、教育委員会規則に具体的な報告事項や時期を規定（予定を含む）した県は3県である。法に限定列挙された委任できない事項を除き、円滑な事務の執行を図るため幅広く委任等が行われている実態に合わせた報告

をするとした県が多かった。

全体として、各県においてドラスティックに教育行政の進め方を変えるのではなく、これまでの進め方を引き継ぎつつ徐々に新制度に対応していることがうかがえ、このことが新制度への移行が混乱なく各県において進んでいることにつながっていると考えられる。

今後、新制度の下、教育行政を進めていくにしたがって様々な課題が発生することも想定されるが、今回の教育委員会制度改革の契機となった教育行政における責任の所在の明確化、教育委員会の審議の形骸化への対応、いじめ等の問題への迅速な対応、民意の反映等といった課題が再び指摘されることがないように、教育委員会制度を運用していかなければならない。

今後とも全国都道府県教育長協議会の場等を活用し、他県との連携を密にしながら、将来を担う子供たちのために、各都道府県はよりよい教育行政を推進していく必要がある。

グローバル化に対応した英語教育を推進するための体制整備について (全国都道府県教育長協議会第3部会平成27年度研究報告書の概要)

I 調査の趣旨

平成28年度に予定されている小学校学習指導要領改訂を見据え、特に小学校においては、高学年における英語教育の教科化と中学年における外国語活動の早期実施に対応するため、より高度な英語力や指導力を備えた教員が必要とされる。

このような国の動きに対応するために、英語指導力が高い教員の確保・育成が急務であり、現職教員の研修による資質・能力の向上をはじめ、教員養成段階からの英語力強化や教員採用の工夫、人事交流による指導方法の普及・啓発等、着手すべき課題は多い。

そこで、このような現状を踏まえ、各都道府県の取組を調査し、今後のグローバル化に対応した英語教育を推進するための体制整備を進めていく上で役立てることとする。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 教員養成について
- (2) 教員採用について
- (3) 教員の配置について
- (4) 教員研修について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回収率100%）

3 調査期間

平成27年8月

基準日：平成27年7月31日

III 調査結果の概要

1 英語指導力を有する小学校教員の養成について

- 英語能力に係る一定の資格やスコアを取得させる大学への働きかけについて、文部科学省が計画している英語教育改革を受け、英語指導力を有する小学校教員を養成することは、大学と教育委員会の共通した課題の一つである。調査した時点では、教育学部を設置する大学がある46県のうち、「大学は既に学生に指導している」が4県（8.7%）、「大学に働きかけている」及び「大学に働きかける方向で検討中である」と回答した県は、合計して7県（15.2%）と全体的に見て低い状況になっている。

- 大学生の小学校への派遣の有無の把握について、教員養成に向けた大学の具体的な動きを「把握している」が8県（17.0%）と割合が低くなっており、教育委員会と大学との情報交換の場を増やすことが必要である。
- 大学に対する学生の小学校派遣への働きかけについて、教育実習以外の場で、実践的な指導力を高める有効な手立ての一つに小学校外国語活動の授業に学生を学習支援員として派遣することが挙げられる。今後、英語指導力を有する教員養成の視点から、学生を小学校へ派遣することについて、教育委員会と大学が協議することが必要である。
- 小学校教員養成課程の学生に対する大学の働きかけについて、英語指導力が高い小学校教員を養成することは、小学校における英語教育充実を図る上で大きな課題である。小学校教員養成課程の学生に対して、中・高等学校の英語の教員免許取得の働きかけをしていくことについては、教育委員会と大学が、共通の課題であるという認識を深め、協議していく必要がある。

2 小学校教員の採用について

- 英語（外国語活動）の採用枠設定について、「現在のところ設ける予定はない」が38県（80.9%）となっており、大半を占めている状況である。
- 英語の検定試験等の採用における考慮措置については、37県（78.7%）が、小学校教員、中・高等学校英語教員の採用に、英検等の資格等の取得について考慮する措置を設けている。今後、小学校における英語教育の早期化・教科化、また、中・高等学校の英語教育の高度化が予定されている中、各教育委員会で工夫をしていく必要がある。
- 英検等の資格やTOEIC等のスコアを採用試験に考慮する措置について、「措置を設けている」と回答した37県（78.7%）の具体的な内容は、「試験内容の一部免除」と「加点」に大別できる結果となっている。37県のうち22県が「1次試験や2次試験の一部を免除」と回答しており、11県が「1次試験や2次試験に加点」と回答している。
- 小学校教員採用試験における英語の筆記試験の実施について、「実施している」が24県（51.1%）、「現在のところ実施する予定はない」が21県（44.7%）となっている。今後、小学校における英語教育の充実を図る上で、一定の英語力を測る試験を実施する必要性は高い。
- 小学校教員採用試験における英語の筆記試験の内容については、

「読む」「書く」が多数を占めている。今後の英語学習では、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスと英語の運用力が重要視されることから、4つの技能を統合的に活用して、英語で自分の意見を表現する総合的な英語力を有する教員の採用を視野に入れる必要がある。

- 小学校教員採用試験での英会話等の実技試験の実施について、「現在のところ実施する予定はない」が34県（72.3%）となっている。今後、学習指導要領の改訂で小学校高学年における教科型の英語教育の実施が予定されており、英語力を有する教員の養成が求められることから、採用試験における英会話等の実技試験の実施について考慮する必要がある。
- 小学校教員採用試験における英会話等の内容については、実技試験を実施している県によって内容は様々であるが、英会話や英語での表現力を見る問題を出題している県が多い。
- 筆記試験や英会話等の実技試験のほかに工夫していることについて、「工夫している」が9県（19.1%）となっており、その内容は、中・高等学校の英語の教員免許を有する受験者への加点等である。
- 長期海外留学経験者や青年海外協力隊参加経験者等に対する考慮措置については、「何らかの措置を実施している」が23県（48.9%）、「現在のところ実施する予定はない」が24県（51.1%）とほぼ半数である。「何らかの措置を実施している」と回答した23県（48.9%）のうち、11県が「1次試験の一部免除」を実施しており、「特別枠の設置」も3県となっている。より広い視野に立った指導や国際理解教育を展開する上で、海外留学や青年海外協力隊の経験者を配置することも効果があると考えられる。

3 教員の配置について

- 現職の小学校教員に中・高等学校の英語教員免許を取得させる施策について、「現在のところ施策をとる予定はない」が42県（89.4%）となっている。英語の教員免許状取得は、小学校教員の英語指導力向上を図るための有効な手立ての一つであり、今後の検討課題であると考えられる。
- 中・高等学校英語教員の小学校への人事異動について、「現在のところ行う予定はない」が34県（72.3%）となっている。なお、実施する際には、中・高等学校の英語教員が小学生の発達段階等や外国語活動の指導内容について十分理解することが重要である。
- 中・高等学校英語教員の小学校への人事異動の配置状況について、「人事異動を行っている」と回答した9県（19.1%）については、平成25年度から平成27年度にかけて、年々増加の傾向にある県も見られる。

- 中学校英語科教員の再任用者の小学校配置について、「配置している」が1県（2.1%）、「配置する方向で検討している」が1県（2.1%）となっている。「配置している」と回答した県において、小学校への配置を希望した再任用者はいなかったため、実質の配置人数は0人となっている。今後、中学校英語科教員の中で、小学校での指導経験者が増加することで、小学校への再任用を希望する教員の数も増えてくると考えられる。
- 特別免許状を交付した非常勤講師の任用について、「任用している」が1県（2.1%）となっている。今後、元ALT等の活用を図る上で、特別免許状の交付等、具体的な手立てについて考慮していく必要がある。
- 小学校における英語専科教員の配置について、「配置している」が、18県（38.3%）となっている。英語専科教員と学級担任によるチーム・ティーチングの授業形態等、活用の仕方については、今後検討する必要がある。英語専科教員の配置状況の推移は、平成25年度は1県（2.1%）、平成26年度は10県（21.3%）、そして平成27年度は18県（38.3%）となっており、配置人数は、平成27年度から大幅に増加している。今後も小学校における英語専科教員配置の必要性は高まるものと考えられる。

4 教員の研修について

- 小学校教員を対象とした都道府県独自の英語指導力向上に特化した研修会の実施については、41県（87.2%）が、文部科学省の計画を受けたものとは別に、都道府県独自の研修会を実施している。
- 研修の対象については、「各小学校の中核教員を対象」が最も多くなっている。研修効果を高めるためには、受講後の効果的な伝達方法等について、具体的な事例を示しながら各学校へ指導していく必要があると考えられる。
- 研修の内容については、全体的に授業で実践する内容が中心であり、「読むこと」、「書くこと」に関する研修は少ない。学習指導要領改訂の動向や国が示す英語教育の改善を踏まえ、これまでの高学年における外国語活動の成果を中学年に広げるとともに、アルファベット文字やアルファベット文字と英語の音声のつながり等、英語を読んだり、書いたりすることに関連した内容についても研修を深める必要がある。
- 小学校教員自身の英語力向上に特化した研修会の実施については、「実施している」が9県（19.1%）となっており、低い状況である。今後、小学校においては、多くの教員が英語指導に携わる機会

が増えることが予想されることから、英語指導力向上が、今後の大きな課題であると考えられる。

- 小学校教員の英語指導力向上のための教職大学院への現職教員の派遣について、「派遣している」が5県（10.6%）、「現在のところ派遣する予定はない」が41県（87.2%）となっている。教職大学院への派遣については、小学校教員の英語指導力向上のための方策の一つであることから、実施について検討することが必要である。
- 小学校における英語教育の研修等に係る大学との協議の場の設定について、「協議する場を設定している」が8県（17.0%）、「設定する方向で検討中」が2県（4.3%）、「現在のところ設定する予定はない」が37県（78.7%）となっている。

5 今後に向けて

教育委員会と大学との連携については、本調査において「1 英語指導力を有する小学校教員の養成について」や「4 教員の研修について」の調査結果から、全体的に十分連携が図られているとは言い難い状況である。

英語教育についての専門的な知識や指導力を有する小学校教員を養成するには、教育委員会が大学と共通理解を深め、連携を図ることが必要不可欠なことである。

今後、全国の教育委員会の指導主事が集まるような機会を活用して、各都道府県における現状について情報交換をするとともに、大学との連携の在り方等について協議する取組が必要であると考えられる。

少人数学級や授業革新及びチーム学校の 推進のための教職員体制の在り方について

(全国都道府県教育長協議会第4部会平成27年度研究報告書の概要)

I 研究の趣旨

昨年度、財務省から少人数学級の効果が明らかでないとして、35人学級見直しの要請があった。結果的にこの見直しが進められることはなかったが、27年度の定数改善に係る予算要求には明らかに影響し、予算は大幅に縮減されるものとなった。

これまで、第4部会では教職員定数の在り方について研究を重ねてきたが、今年度は過去の研究や調査を踏まえて、改めて少人数学級の効果、これからの課題である授業革新やチーム学校を推進するために必要な加配の在り方などについて、各都道府県の現状や先進事例などを把握し、今後の各都道府県における施策・事業の検討、また国への要望に役立てるため、調査・研究を行った。

II 調査概要

1 調査内容

- (1) 少人数学級推進のための現状と課題について
- (2) 授業革新及びチーム学校の推進のための教職員体制の在り方について

2 調査対象

47都道府県教育委員会（回答率 100%）

3 調査期間

平成27年9月から10月まで

III 調査結果の概要

1 少人数学級推進のための現状と課題について

(1) 国の標準を下回る学級編制の実施状況について

多くの都道府県において少人数学級の取組が進められており、国の標準を下回る学級編制の実施状況は、小学校では、2年生が46県（98%）、3・4年生が約55%、5・6年生が約40%、中学校では、1年生が38県（81%）、2・3年生が約40%である。少人数学級を実施するために必要な加配教員の財源は、「国からの補助のみ」と「国からの補助と県単費の両方」が46県（98%）であり、ほとんどの都道府県が国からの補助により、少人数学級編制を実施している。

(2) 少人数学級編制の効果と課題について

少人数学級編制により、「児童生徒の積極的な授業参加が可能となること」や「学力の底上げが図られること」、「配慮を要する子供やいじめ等に対するきめ細かな対応が可能となること」など、学習面・生活面とも効果があるという回答が多い。

一方、少人数学級編制を進める上で教育委員会からみて「課題がある」と39県(83%)が回答している。その内容は、「各校の個別課題に応じた教員の配置が少なくなる」、「国の加配定数の不足と県単費で教員を配置する場合の財源確保」、「施設・設備の整備」などである。また学校からみて「課題がある」と36県(77%)が回答している。その内容は、「担任を務められる教員の確保」や、「通常編制の学年に進級した際に、集団が大きくなることに伴う環境の変化に対応できない児童の存在とそのことに対する指導の必要性」などである。

(3) 加配教員の活用について

加配教員の活用について、「少人数学級編制と少人数指導の選択の裁量が学校にある」のは21県(45%)であり、そのうち「学校に全部の裁量を与えている」のが13県である。学校に裁量がある場合、学校の課題により、少人数学級編制と少人数指導を選択し活用している。また、指導方法工夫改善加配の使い方は、「少人数学級に活用している」のが28県(60%)、「少人数指導に活用している」のが46県(98%)、「専科教員に活用している」のが36県(77%)である。専科教員の教科と配置基準については各都道府県で大きく異なるが、効果としては、「児童の教科への興味・関心、学習意欲の向上」や「児童の学力の向上」、「教師の専門性を生かした質の高い授業の実施」などが挙げられている。

2 公立小・中学校における加配の現状について

46県(98%)が、国から加配される加配定数では「十分とはいえない」と回答し、そのうち、国の加配定数だけで対応しているのは26県(55%)。何らかの独自の措置を講じているのは20県(43%)である。

独自の措置を講じている20県のうち、国の指定する目的加配定数の不足に充当しているのは19県、国加配定数の目的以外で配置をしているのは10県で、この2項目の加配措置数の合計は2,019人である。

3 公立小・中学校における都道府県独自で予算化した、教員以外の専門スタッフについて

13県（28%）が独自で専門スタッフを配置しており、配置数は1,106人、そのうち常勤の職員の割合は8%である。

専門スタッフで配置が多いのは、スクールカウンセラー（6県、286人）、相談員（4県、421人）、生徒指導関係（4県、140人）である。

4 アクティブ・ラーニングなど授業革新の促進について

37県（79%）が「きめ細かな指導体制整備のための加配」を、34県（72%）が「授業革新に向けた研修充実のための加配」を希望している。

また、30県（64%）が独自で「拠点地域や推進校を指定し、調査研究の実施」や「アクティブ・ラーニングに関する研修の実施」等の取組を進めている。

5 国から示された「チーム学校」の実現について

（1）今後更に配置したい教職員について

最も多くの都道府県が希望しているのは専科教員であり、優先順位第1位としている都道府県も最も多い。他に要望が多いのは、養護教諭、事務職員、ICT専門員、主幹教諭の順となっている。

正規での希望が多いが、ICT専門員や学校司書は臨時職員での希望も多い。

29県（62%）が「基礎定数化するなど安定的に配置できるようにすること」や「付け替えではなく新規の定数改善とすること」などを要望している。

（2）配置したい専門スタッフについて

スクールソーシャルワーカーは42県（89%）、スクールカウンセラーは40県（85%）、看護師は29県（62%）が配置を希望しており、その他に相談できるスタッフ（弁護士等）や特別支援教育充実のためのスタッフ（作業療法士や言語聴覚士等）等が挙げられている。いずれも常勤職員での希望が多い。

21県（45%）が「安定的に配置ができるように定数化する若しくは財源措置を行うこと」や「人材確保のための方策を整備すること」などを要望している。

(3) 配置したいサポートスタッフについて

学習サポーターは41県(87%)、部活動の指導者は42県(89%)、理科の実験補助スタッフは40県(85%)が配置を希望しており、その他に地域連携コーディネーターや特別支援サポーター、生徒指導サポーター等が挙げられている。

19県(40%)が「補助事業の拡充等により予算措置を行うこと」や「育成研修の実施と人材確保方策を整備すること」、「国の補助事業を受ける際の規制を緩和すること」などを要望している。

IV 調査研究のまとめ

1 少人数学級推進のための現状と課題について

多くの都道府県において、これまで少人数学級の取組が進められてきており、「児童・生徒の積極的な授業参加」、「教員の配慮を要する子供に対するきめ細かな対応」など、学習・生活両面で成果が見られる。教員が子供と向き合う時間を確保し、子供たちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、少人数学級編制を引き続き推進する必要がある。

ただし、少人数学級編制を推進する上で、多くの課題も指摘されている。特に、各校の個別課題に応じた教員配置の不足や担任を務められる教員の確保等の教員数の不足に関する課題や、県単教員を配置する上での財政面等での課題が大きい。これらの課題に対応していくために必要な、教員の加配定数を確保するための財源確保に向けた取組を進めていく必要がある。

2 授業革新及びチーム学校の推進のための教職員体制の在り方について

(1) 加配定数の確保及び拡充

加配定数は、学校が個々に抱える課題を解決するために措置されており、その役割は非常に重要である。国からの加配定数が十分とは言えない現状の中で、多くの都道府県が独自に不足を補う措置を講じているが、昨今の財政事情等により県単費による加配には限界がある。今後、国において加配定数の削減が実施されれば、都道府県にはますます大きな負担がかかってくるため、その堅持はもとより更なる充実を強く要望していく必要がある。

また、都道府県によっては、免許外教科担当解消のための加配や指導担当教員配置のための加配など、国の加配定数の目的以外の加配を実施している。このため、国で定めた目的加配だけではなく、都道府県や各地域、学校の実状を踏まえた加配教員の拡充が望まれる。

(2) より専門的な役割を担う教職員やスタッフの配置を行うための法改正の実施と財源措置

中央教育審議会が平成28年1月5日に公表した、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の答申では、「チームとしての学校」の総合力、教育力を最大化できるような体制を構築していくことが大切であるとして、教職員と専門スタッフ（心理、福祉、部活動、特別支援教育、地域連携）について一覧を示し、検討を加えるとしている。

アンケート調査においても、答申で示されている教員や専門スタッフへの配置要望は多いが、その他に、専科教員、特別支援教育コーディネーター、専門的に相談できるスタッフ（弁護士等）、学習サポーター、理科の実験補助スタッフ等の配置についても要望が多い。

今後、早急に、「チームとしての学校」の実現に向けて必要な教職員や専門スタッフの配置に関する関係法令の改正とともに、必要な財源措置を確実に行之、計画的・安定的に教職員配置ができるように国に強く要望していく必要がある。

(3) 安定的な人材育成の方策と専門性強化に向けた研修の拡充

ア 安定的な人材育成の方策

関係法令の改正や必要な財源措置が行われても、そのことをもって「チームとしての学校」が実現できるわけではなく、専門的な力量をもつ教職員やスタッフを配置できなければ実現できない。特に専門スタッフについては人材確保が難しい面もあり、資格取得の推進などによる安定的な人材育成の方策を講じていく必要がある。

イ 専門性強化に向けた研修の拡充

教育課題は、今後ますます多様化・複雑化するものと考えられることから、学校に勤務する教職員や学校にかかわる様々なスタッフは、変化に対応できる力量を高めていく必要がある。このため、教職員やスタッフの専門性を高める研修やその専門性を学校で有効に活用するための研修、また、管理職等がこうした教職員やスタッフを学校内で有効に機能させるためのマネジメント研修等、専門性強化に向けた研修の拡充が求められている。

平成27年度研究報告書の概要

全国都道府県教育長協議会

平成28年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
